

# 答申の骨子（案）

## ○諮問事項

- 1 村上市が示した学校規模に満たない小中学校の在り方について
- 2 村上市立学校施設整備について
- 3 その他教育環境整備について

## I 答申

- 1 村上市が示した学校規模に満たない小中学校の在り方について
  - (1) 今後も児童生徒数の減少は続き、学校の小規模化の進行により、適正規模を満たさない学校が生じており、適正規模となるよう検討して行く必要がある。
  - (2) 統合を進めるにあたり、地域の合意形成に十分努める必要がある。また、既存の学校としての児童生徒を収容する能力を検討すべきであり、統合後は地域との繋がりを学ぶ機会を設けることが必要。
  - (3) 小規模校には視野や考え方が狭くなるデメリットもあり、一番大切なことは、児童生徒の最適な環境を考えることであり、重要視する必要がある。
  - (4) 中学校について、全教科の教師が揃わないことは、学校にとって影響が非常に大きく、1 学年 2 学級を維持する必要がある。
  - (5) 既に市町村合併から 10 年以上経過しており、旧市町村を超えた人口交流も進んでいることから、旧市町村を超えた学校統合も検討が必要。
  - (6) 統合後の小中学校において、学級数が村上市の示す学校規模を下回る場合は、より教育効果が向上するよう学校運営全体に配慮が必要。また、地域の教育力の活用を図りながら、定数外の教員（講師等）の補充が可能となるよう努力し、人的な整備・対応を行い教育環境の充実に努めることが必要。
  - (7) 通学時間についても、前回の答申と同様に、小学校、中学校ともに、おおむね 60 分以内とし、学校統合等には、児童生徒の負担が最小限となるよう配慮が必要。
- 2 学校施設整備について
  - (1) 児童生徒の良好な学習環境を維持するためには、既存施設のあり方を検討していく必要がある。その上で、学校施設整備は多額の費用を要するため、施設整備費縮減に取り組む必要がある。
  - (2) 学校統合を実施する場合は、実施年度等を考慮し地域の意向に十分配慮した上で、効率的かつ効果的な施設整備に取り組む必要がある。
  - (3) 施設整備を検討する上で、統合も視野に入れる必要があるものの、統合後使用しない設備（学校、調理場）も、使用している間、必要な修繕により安全性を保つ必要がある。

（裏面へ）

- (4) 学校統合を実施しない場合は、長寿命化や施設維持費の平準化等により、効率的かつ効果的な学校施設整備に取り組む必要がある。
- (5) 必要に応じ、小中学校が同一の校舎を併用することも検討する必要がある。
- (6) 調理場については、効率化を図り、自校方式を共同調理場方式へ転換する検討も必要。

### 3 その他教育環境整備について

- (1) 多様な視点から児童生徒にとってより望ましい教育環境が求められている。
- (2) 施設設備の老朽化、G I G Aスクール構想により整備された学校の I C T環境の有効活用等が必要。I C T環境を活用することで学校間での連携を整えることも視野に入れる必要がある。
- (3) 一人一台タブレットを使つての学習等、多様化・複雑化する社会情勢の変化等を背景に、児童生徒にとって最適な教育環境を提供する必要がある。
- (4) どの学校でも、学校に寄せる地域住民の期待や願いは大きく、学校運営協議会をはじめ、地域住民の協力・協働による教育環境の整備・地域活性化に努める必要がある。
- (5) 今後支援が必要な児童生徒は増えていくと思われ、統合により児童生徒数が増えなくても、充実した支援体制を整えることが必要。
- (6) 児童生徒にとって、望ましい教育環境を提供する上で、教職員の労働環境についても、配慮する必要がある。

## II 留意すべき事項

- (1) 緊急性の高い（早急に教育環境の改善が必要な）学校については、早期に教育環境改善に取り組むことが必要。
- (2) 答申を受けて策定される望ましい教育環境の整備計画は、今後の児童生徒数の推移、社会基盤の整備等により必要に応じて再検討も必要。